

美唄奈井江都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／新旧対照表

【新】	【旧】	【変更理由】
<p>美唄奈井江都市計画（美唄市・奈井江町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項 （略）</p> <p>2. 都市づくりの基本理念 （略）</p> <p>II. 区域区分の決定の有無</p> <p>1. 区域区分の有無 （略）</p> <p>III. 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>（1）主要用途の配置の方針 （略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道縦貫自動車道美唄インターチェンジから美唄市街地に至る 3・4・2 号東明通（主要道道美唄富良野線）沿道については、今後の土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しや特別用途地区の活用などにより、交通利便性の高さを生かした流通業務施設等の立地や周辺の住宅地における住環境の保全を図る。 ・3・2・1 号大通（国道 12 号）から西側には市役所や市立美唄病院を核とした公共施設の誘導を図るための適切な用途地域の見直しを検討する。 ・公営住宅東光団地周辺地区の大規模な長期未利用地については、様々な視点による検討を進め未利用の解消に向けた取り組みを進めるために適切な用途純化又は用途の複合化を図る。 ・旧美唄工業高校跡地については、公営住宅の集約及び都市機能増進施設等の誘導による賑わい創出を図り、良好な住環境に配慮した用途地域の見直しを検討する。 <p>（2）～（3）（略）</p> <p>（4） その他の土地利用の方針</p> <p>① 優良な農地との健全な調和に関する方針 （略）</p>	<p>美唄奈井江都市計画（美唄市・奈井江町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項 （略）</p> <p>2. 都市づくりの基本理念 （略）</p> <p>II. 区域区分の決定の有無</p> <p>1. 区域区分の有無 （略）</p> <p>III. 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>（1）主要用途の配置の方針 （略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道縦貫自動車道美唄インターチェンジから美唄市街地に至る 3・4・2 号東明通（主要道道美唄富良野線）沿道については、今後の土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しや特別用途地区の活用などにより、交通利便性の高さを生かした流通業務施設等の立地や周辺の住宅地における住環境の保全を図る。 ・3・2・1 号大通（国道 12 号）から西側には公共施設を集約し、一体化するための用途地域の見直しを進める。 ・公営住宅東光団地周辺地区の大規模な長期未利用地については、様々な視点による検討を進め未利用の解消に向けた取り組みを進めるために適切な用途純化又は用途の複合化を図る。 <p>（2）～（3）（略）</p> <p>（4） その他の土地利用の方針</p> <p>① 優良な農地との健全な調和に関する方針 （略）</p>	<p>※1. 美唄市都市計画マスタープラン（R3 改定）及び美唄市立地適正化計画（R4 改定）において、市役所や市立美唄病院を核としたまちの拠点づくりの方針と各施設整備事業を位置づけたことによる修正</p> <p>※2. 美唄市都市計画マスタープラン（R3 改定）及び美唄市立地適正化計画（R4 改定）、美唄市公営住宅建替え基本構想（R6.5 策定）において、未利用地となっている旧美唄工業高校跡地の土地利用の方針を位置づけたことによる修正</p>

<p>② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。<u>また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。</u> ・土砂災害特別警戒区域に指定されている美唄市の落合地区等、奈井江町の11号線の沢川地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。 ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。 <p>③ 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美唄市の東部の山林については、水源かん養機能の維持、野鳥等の保護を基本とし、今後もその自然的環境の保全を図る。 ・美唄市の西側に広がる防風保安林については、今後もその機能の維持保全を図る。 ・奈井江町の景観シンボルとして、にわ山森林自然公園を中心とする森林景観の保全を図る。 <p>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美唄市の3・2・1号大通（国道12号）沿道などの用途地域の指定のない区域にある既存集落については、必要に応じて建築物の形態制限の見直しや特定用途制限地域の指定によりその住環境の保全を図る。 ・現況が優良な農地である美唄市茶志内町の3・2・1大通（国道12号）沿線地域や、美唄市市街地緑辺部地区、奈井江町市街地緑辺部の茶志内地区や高島地区などについて、農業との調整を図りながら、用途地域の縮小を検討する。 ・奈井江町の用途地域の指定のない区域については、必要に応じて建築物の形態制限の見直しや特定用途制限地域の指定等により、沿道景観や周辺の田園環境、既存住宅の住環境の保全を図る。 <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p>本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。</p> <p>このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。</p> <p>交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう統合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。</p> <p>また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。</p>	<p>② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。 ・土砂災害特別警戒区域に指定されている美唄市の落合地区等、奈井江町の11号線の沢川地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。 ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。 <p>③ 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美唄市の東部の山林については、水源かん養機能の維持、野鳥等の保護を基本とし、今後もその自然環境の保全を図る。 ・美唄市の西側に広がる防風保安林については、今後もその機能の維持保全を図る。 ・奈井江町の景観シンボルとして、にわ山森林自然公園を中心とする森林景観の保全を図る。 <p>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美唄市の3・2・1号大通（国道12号）沿道などの用途地域の指定のない区域にある既存集落については、必要に応じて建築物の形態制限の見直しや特定用途制限地域の指定によりその住環境の保全を図る。 ・現況が優良な農地である美唄市茶志内町の3・2・1大通（国道12号）沿線地域や、市街地西側緑辺部地区などについて、農業との調整を図りながら、用途地域の縮小を検討する。 ・奈井江町の用途地域の指定のない区域については、必要に応じて建築物の形態制限の見直しや特定用途制限地域の指定等により、沿道景観や周辺の田園環境、既存住宅の住環境の保全を図る。 <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p>本区域は、道央広域連携地域空知地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。</p> <p>このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。</p> <p>交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう統合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。</p> <p>また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。</p>	<p>※3. 「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」（R2 発出）及び「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（R3 公布）による修正</p> <p>※4. 都市計画運用指針（R6.11 改正）による修正</p> <p>※5. 美唄市都市計画マスタープラン（R3 改定）及び美唄市立地適正化計画（R4 改定）、奈井江町都市計画マスタープラン（R3.3 策定）において、用途地域縮小の検討地域を追加したことによる追記</p>
--	--	--

<p>これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。 ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。 ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 ・美唄市は、人口減少や高齢社会が進む状況を踏まえ、将来のまちづくりを加味した交通ネットワークの検討及び持続可能な公共交通を実現するために「美唄市地域公共交通計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の機能強化に努める。 ・本区域は、ＪＲ函館本線を境に市街地が形成されていることから、市街地の一体性や連携性の確保のために、道路網の形成に努める <p>b 整備水準の目標 (略)</p> <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地を南北に縦断する３・２・１号大通(国道12号)を都市の骨格となる道路とする。 ・３・４・２号東明通(主要道道美唄富良野線)、３・４・３号栄通(主要道道美唄月形線)、３・３・２１号中央通(一般道道美唄停車場線)、３・４・１０２号14号東通(一般道道東奈井江奈井江停車場線)、３・４・１０３号15号通(主要道道江別奈井江線)、３・４・１０５号東２線通(一般道道砂川奈井江美唄線)、３・３・１１５号駅前通(一般道道東奈井江奈井江停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の都市内道路網を形成するとともに、北海道縦貫自動車道へのアクセス機能を強化する。 <p>b 交通結節点等 (略)</p> <p>③ 主要な施設の整備目標 (略)</p> <p>(2) 下水道及び河川 (略)</p> <p>(3) その他の都市施設</p> <p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美唄市ごみ焼却場、美唄市生ごみ堆肥化施設及び美唄市斎場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適切な維持管理を行う。 ・その他のごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 <p>3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 (略)</p>	<p>これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。 ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。 ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。 <p>・本区域は、ＪＲ函館本線を境に市街地が形成されていることから、市街地の一体性や連携性の確保のために、道路網の形成に努める</p> <p>b 整備水準の目標 (略)</p> <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地を南北に縦断する３・２・１号大通(国道12号)を都市の骨格となる道路とする。 ・３・４・２号東明通(主要道道美唄富良野線)、３・４・３号栄通(主要道道美唄月形線)、３・３・２１号中央通(一般道道美唄停車場線)、３・４・１０２号14号東通(一般道道東奈井江奈井江停車場線)、３・４・１０３号15号通(主要道道江別奈井江線)、３・４・１０５号東２線通(一般道道砂川奈井江美唄線)、３・３・１１５号駅前通(一般道道東奈井江奈井江停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の都市内道路網を形成するとともに、北海道縦貫自動車道へのアクセス機能を強化する。 <p>b 交通結節点等 (略)</p> <p>③ 主要な施設の整備目標 (略)</p> <p>(2) 下水道及び河川 (略)</p> <p>(3) その他の都市施設</p> <p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美唄市ごみ焼却場、美唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市斎場及び奈井江町葬祭場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適切な維持管理を行う。 ・その他のごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 <p>3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 (略)</p>	<p>※6. 美唄市地域公共交通計画 (R4. 12 策定) による修正</p> <p>※7. 脱字の修正</p> <p>※8. R3 に都市計画施設 (火葬場) を廃止したことによる修正</p>
---	--	--